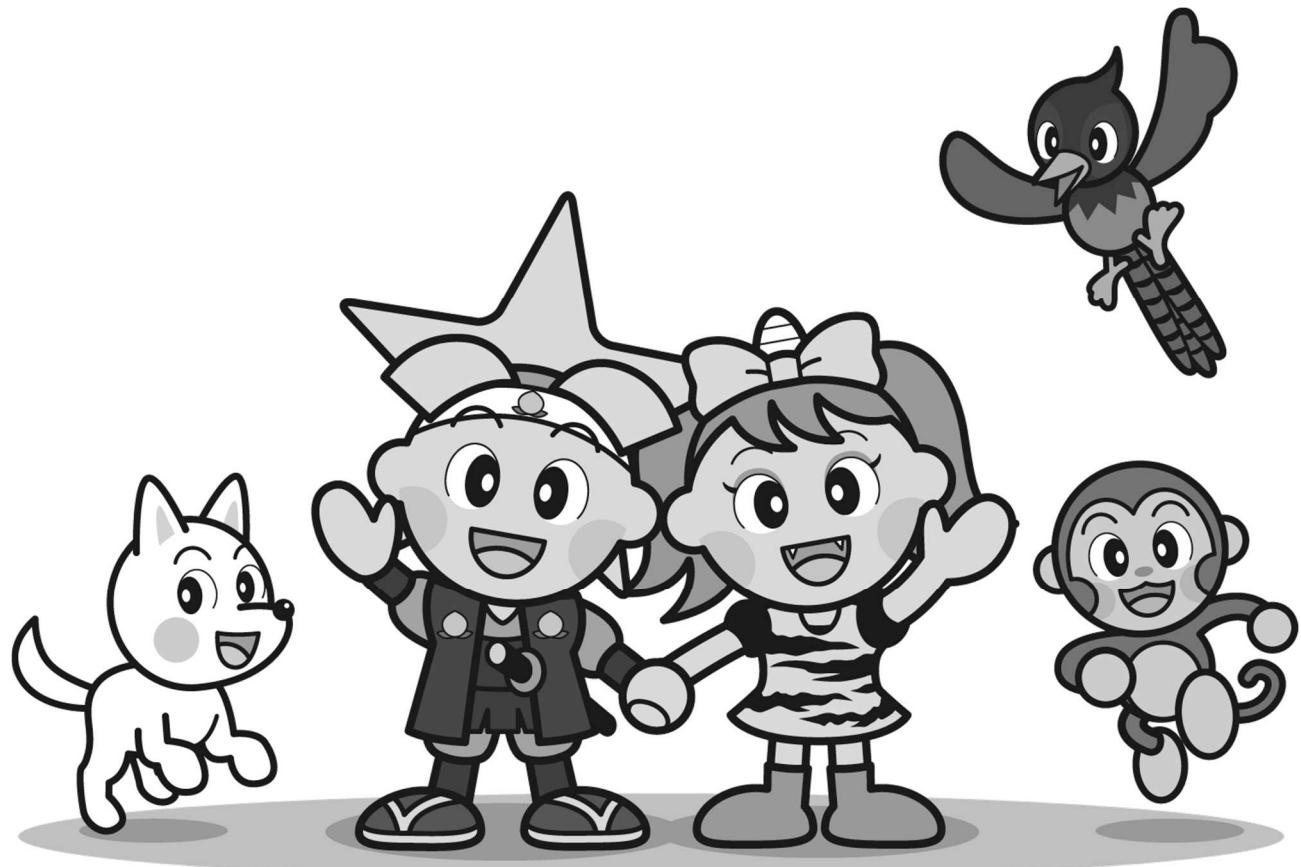


# 岡山県動物愛護管理推進計画

人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指して



岡山県マスコット ももっちとうらっち

令和3年3月

岡 山 県



## 目 次

	ページ
<b>第1章 基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 計画改訂の趣旨	
2 推進計画の位置付け	
3 推進計画の時期	
4 推進計画の目標	
5 関係者の責務と役割	
<b>第2章 岡山県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題</b>	<b>4</b>
1 岡山県の動物愛護行政	
2 動物愛護思想の普及啓発	
3 犬・猫の愛護管理に関する状況	
4 動物取扱業	
5 特定動物	
6 人と動物の共通感染症	
7 災害時等の対応	
8 関係団体等との協働	
<b>第3章 施策の展開</b>	
<b>基本方針Ⅰ 動物愛護思想の普及啓発</b>	<b>24</b>
1 地域、学校等での普及啓発	
2 殺処分削減へ向けた多方面にわたる施策の取組	
<b>基本方針Ⅱ 動物の適正飼養の推進</b>	<b>30</b>
1 飼い主の社会的責任の明確化と啓発・指導	
2 特定動物飼養者の社会的責任の明確化と指導	
3 動物取扱業者の社会的責任の明確化と指導	
<b>基本方針Ⅲ 県民と動物の安全の確保</b>	<b>39</b>
1 人と動物の共通感染症対策	
2 災害時等の対応	
3 負傷動物対応	

基本方針IV 連携と協働による推進体制の整備 ······ 42

- 1 関係機関との連携
- 2 関係団体等との協働

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1 計画改訂の趣旨

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）は、人と動物の共生する社会の実現を目的とし、全ての人が、動物が命あるものであることを認識し、みだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないよう扱い、生理、生態、習性等をよく理解した上で、適正に取り扱うよう定めています。

これまでの動物愛護思想の普及・啓発活動により、行政への動物引取り申請は激減しています。加えて、ボランティアの協力による譲渡事業の促進等により本県の動物処分頭数は、全国的に見ても非常に少なくなっています。

一方で、みだりな繁殖により動物が増え、最終的に飼養困難になってしまう多頭飼育崩壊や子猫の遺棄、高齢の飼い主が先に亡くなり、飼養していた動物が残されてしまうといった新しい課題が発生し、対策が求められています。

また、災害時の避難所等におけるペット対応については、本県でも、平成30年7月豪雨において課題があったことから、今までよりも、より実践的かつ具体的な体制整備が求められています。

本県では、平成26年に改訂した10年間を計画期間とする「岡山県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、動物愛護思想の普及啓発、動物の適正飼養の推進等を基本方針として、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指してさまざまな施策を展開してきました。

こうした中で、令和2年4月、国においては、本推進計画の基本となる「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が改正され、戦略的な対策の推進による犬・猫の殺処分数の削減（平成30年度比50%減）、多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するための福祉事務所等との連携強化、マイクロチップの装着による所有明示措置の推進、動物取扱業のさらなる適正化、実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進のための関係部局等との連携強化等、新たな方針が示されました。

このため、本県としても、行政、飼い主、動物取扱業者、関係団体及び県民の責務と役割を明確にするとともに、地域の実情を踏まえ、基本指針に即した基本的方向性を示すため、本推進計画を見直すこととしました。

## 2 推進計画の位置づけ

- 法第6条の規定に基づく計画とします。
- 基本指針及び「岡山県動物の愛護及び管理に関する条例」(以下「県条例」という。)との整合性を図り、また、本推進計画を県条例第3条の規定により策定する「基本的かつ総合的な施策」に位置付けます。
- 岡山市及び倉敷市も計画に含み、「岡山市動物の愛護及び管理に関する条例」及び「倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例」との整合を図った推進計画とします。

## 3 推進計画の時期

- 令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
- 今後の社会情勢の変化等に対応するため、5年後を目途に推進計画の見直しを行います。
- 本推進計画の達成状況は、毎年度、岡山県動物愛護推進協議会において、評価を行った上で公表します。

## 4 推進計画の目標

「動物愛護思想の普及啓発」、「動物の適正飼養の推進」、「県民と動物の安全の確保」、「連携と協働による推進体制の整備」を4つの基本方針として施策を展開し、「人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現」を目指します。

## 5 関係者の責務と役割

県、市町村、飼い主、動物取扱業者及び関係団体等の責務と役割を明らかにした上で、計画を推進します。

### (1) 県、岡山市及び倉敷市

県、岡山市及び倉敷市は、動物の愛護及び管理に関する施策を独自に進めていますが、一体となって取り組むことで、より効果的な施策展開が可能であるため、県は基本方針や施策の方向性を定めるとともに施策の推進体制を整備し、岡山市及び倉敷市と足並みをそろえながら、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現に努めるものとします。

### (2) 市町村

市町村は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射業務の主体者として、その業務の推進に努めます。また、法第37条の3第2項に基づく動物愛護管理担当職員を置くよう努めるとともに、県の実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力し、動物愛護推進員による地域住民への動物愛護思想に関する啓発活動やボランティア活

動の積極的な推進に努めます。

さらに、災害時における避難所等のペット受入体制について示したマニュアル等の作成や被災ペット用資材の備蓄等に努めるものとします。

### (3) 飼い主

飼い主は、動物を飼養する者としての社会的責任を十分に自覚しつつ、動物の命を尊重し、健康や安全面の保持に努め、終生飼養することと併せて、周辺の生活環境の保全や動物による人の生命、身体又は財産の侵害の防止に努めるものとします。

### (4) 動物取扱業者

動物取扱業者は、動物を取り扱う者としての社会的責任を十分に自覚し、法令を遵守し適正に飼養するとともに、その事業活動に関して動物の愛護及び管理に関する施策に協力します。

### (5) 関係団体

(公社) 岡山県獣医師会等の関係団体は、動物の愛護及び管理に関する施策に積極的に関わり、動物の適正飼養等の普及啓発に努めるものとします。

### (6) 県民

県民は、動物の愛護及び管理に関する施策に積極的に関わることにより、動物の愛護及び管理に関する考え方を理解するよう努めるものとします。

## 第2章 岡山県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題

### 1 岡山県の動物愛護行政

岡山県、岡山市及び倉敷市（以下「県等」という。）は、それぞれ岡山県動物愛護センター、岡山市保健所及び倉敷市保健所を動物行政の拠点施設として有しています。

岡山市及び倉敷市は、それぞれの市区域を所管し、県はそれ以外の区域を所管しています。

#### (1) 岡山県動物愛護センター

岡山県動物愛護センター（以下「センター」という。）は、県における動物愛護行政の拠点施設として平成17年4月1日に開設され、県民からの相談受付、犬・猫の譲渡会、飼い方講習会、犬のしつけ方教室、動物ふれあい教室及び動物愛護フェスティバル等を通して動物愛護思想の普及啓発に努めるとともに、犬・猫の保護収容、動物取扱業者や特定動物飼養者の監視指導等の業務を行っています。



愛護館



保護棟



ふれあい飼育棟



中央広場

## (2) 岡山市保健所及び倉敷市保健所

岡山市保健所及び倉敷市保健所は、センターと同様に市民からの相談受付、犬・猫の譲渡会、動物愛護フェスティバル等を通して動物愛護思想の普及啓発に努めるとともに、犬・猫の保護収容、動物取扱業者や特定動物飼養者の監視指導等の業務を行っています。



岡山市保健所



倉敷市保健所



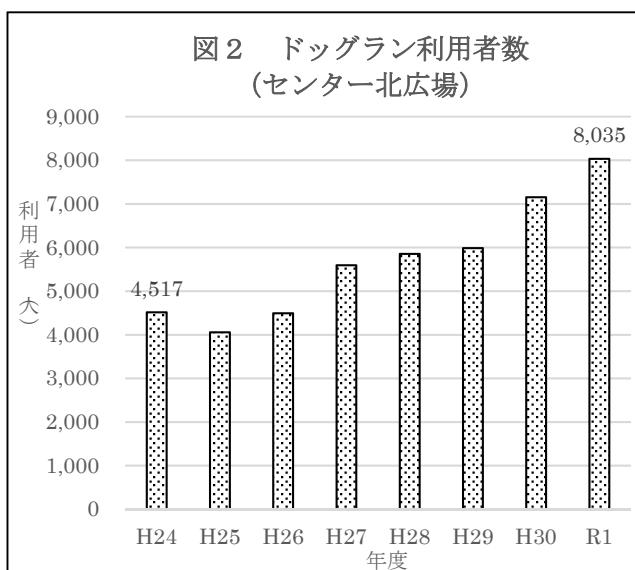
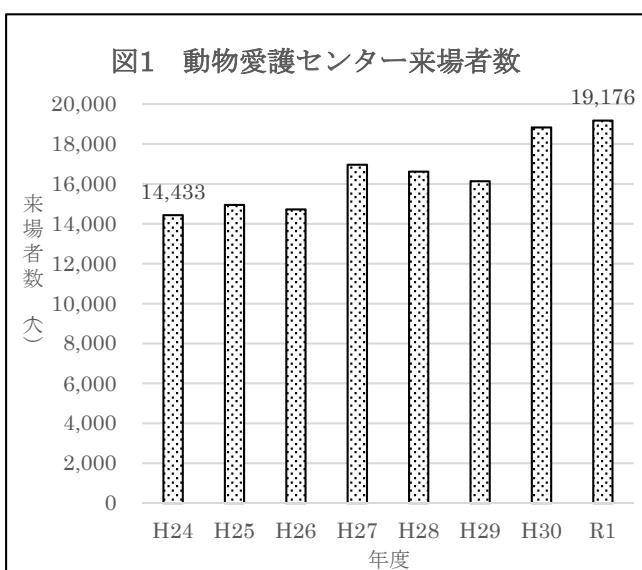
## 2 動物愛護思想の普及啓発

県等は、動物愛護週間事業や動物愛護フェスティバルの開催、動物ふれあい教室や犬のしつけ方教室の開催など、様々な機会をとらえ、動物愛護推進員やボランティア等の協力を得て動物愛護思想の普及啓発を行っています。

### (1) センター施設について

来場者数は、開設以来毎年徐々に増加し、近年では年間 20,000 人弱となっています。

また、幼稚園や小学校の遠足等における動物ふれあい教室や、中学校、高校及び専門学校等からの施設見学の受入れも行っています。このように、センター施設は、県民にとって動物愛護思想や適正飼養の方法等を学ぶ場として定着しています。（図 1， 2）



ドッグラン



愛護館（図書コーナー）

## (2) 動物愛護週間事業について



街頭キャンペーン

## (3) 動物愛護フェスティバルについて

動物愛護思想や適正飼養の方法等について、県民の方々に关心と理解を深めていただくため、(公財)岡山県動物愛護財団や(公社)岡山県獣医師会等との共催により、県内各地で動物愛護フェスティバルを開催しています。



岡山県（センター）



岡山県（センター）



岡山市（池田動物園）

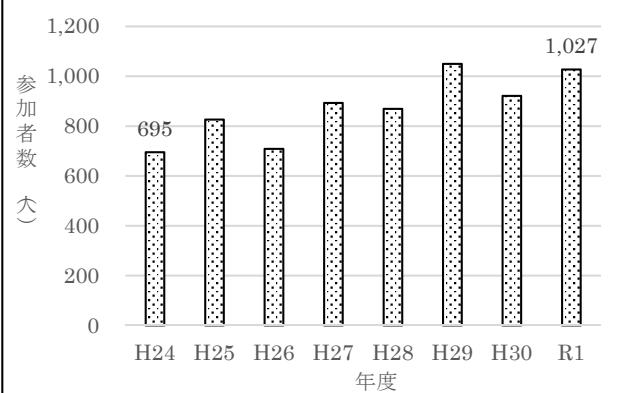


赤磐市（山陽ふれあい公園）

#### (4) 動物の愛護思想、適正飼養等の普及に関する講習会等について

適正飼養等の普及を目的とする犬のしつけ方教室については、参加者数を令和5年度までの累計で7,000人に対することを目標に取り組んできたところ、令和元年度は1,027人の参加があり、順調に推移しています。（図3）

図3 犬のしつけ方教室参加者数



犬のしつけ方教室

保育所、幼稚園、小学校低学年の感受性豊かな子供たちを主な対象に、動物との触れ合いを通じて、その温かさや命の大切さを学んでもらうことを目的として、動物ふれあい教室を実施しています。令和元年度にはセンターで134回、保育所等に出張して8回実施しました。



ふれあい教室（センター内）



出張ふれあい教室（保育所）

その他に、中学生等を対象とした職場体験の受入れ、「一日獣医さん体験事業」等を通して、動物愛護思想の普及啓発に努めています。

動物愛護推進員研修会を毎年実施し、活動に役立つ知識や技術の習得を支援しています。また、動物愛護思想の普及啓発活動に協力していただけるボランティアの育成に取り組んでいます。



職場体験



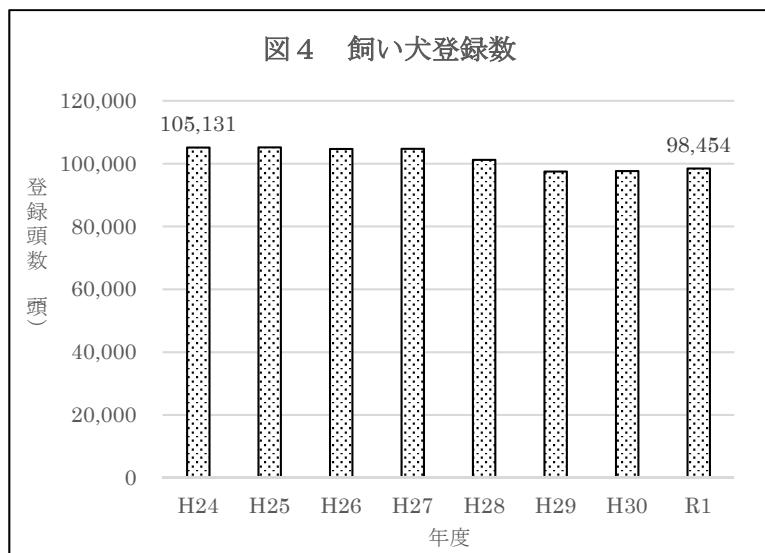
ボランティア育成講習会

倉敷市では「倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員」を養成し、地域における動物愛護思想や適正飼養の普及啓発活動に協力していただいているます。

### 課題 効果的な普及啓発活動の実施

- 動物愛護思想の普及には、感受性豊かな幼年期からの啓発が効果的であるため、保育所、幼稚園、小学校等を対象にした継続的な取組が必要です。
- 動物愛護思想を広く県民に普及するためには、センターの機能の活用や、岡山市及び倉敷市と足並みをそろえた、県下一体となった取組を行う必要があります。
- 効果的な動物愛護活動の実施には、動物愛護推進員、動物愛護団体やボランティア等の普及啓発に協力していただける人材・団体の確保が重要であるため、育成や支援を強化する必要があります。
- しつけ方教室については、犬の飼い主の参加機会が増えるよう、広報を含め開催方法等を工夫する必要があります。

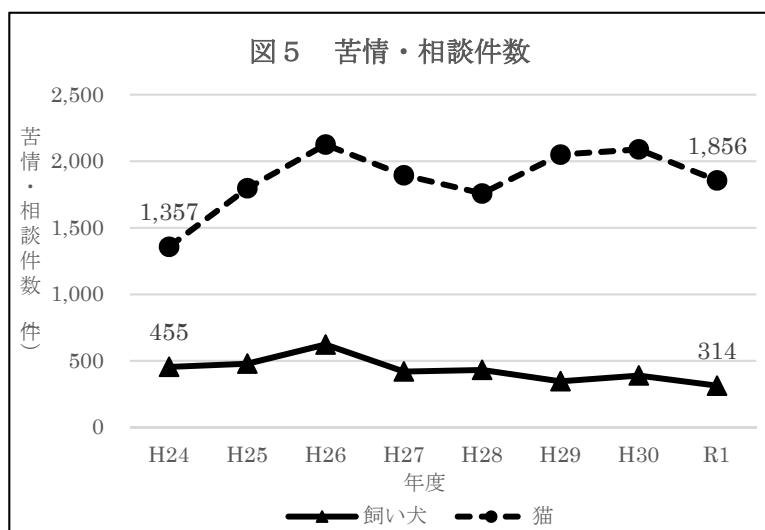
### 3 犬・猫の愛護管理に関する状況



#### (1) 犬・猫の飼養頭数

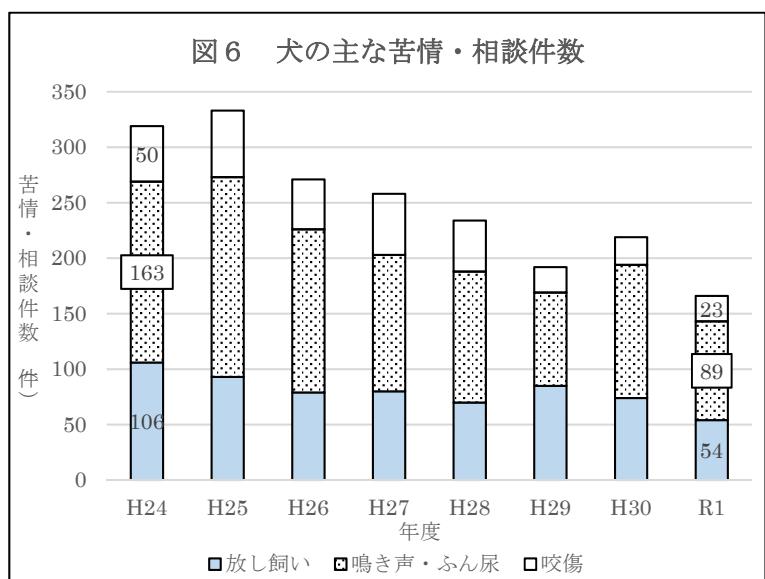
県内の飼い犬の数は、市町村へ登録されている数でみると、約 10 万頭弱で推移しています。(図4) (一社) 日本ペットフード協会による令和元年の調査結果から、県内には約 13 万頭の犬が飼養されていると推計されます。

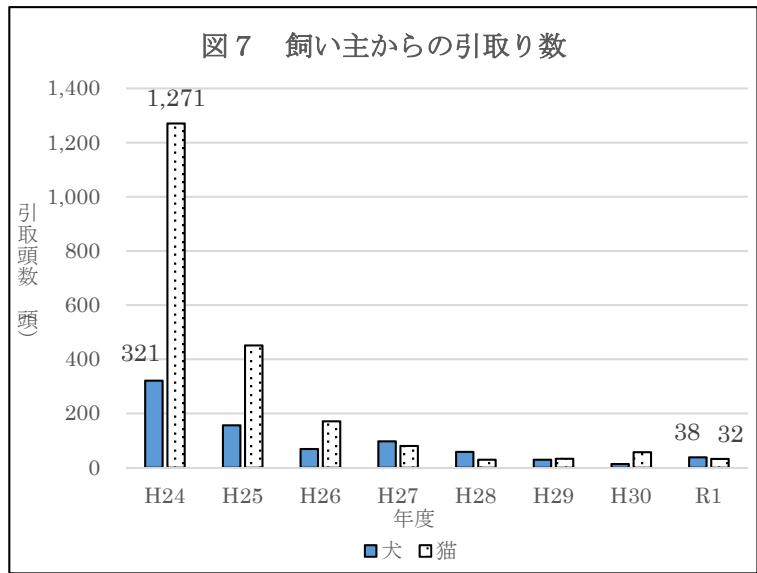
また、飼い猫の数については、同じ調査結果から、約 15 万頭が飼養されていると推計されます。



#### (2) 苦情や相談

令和元年度に県内で発生した、飼い犬を原因とする苦情や相談は 314 件、猫(飼い主のいない猫を含む)を原因とするものが 1,856 件あり、猫によるものが 6 倍多く発生しています。また、苦情内容についても多岐にわたっていることが分かります。(図5, 図6)。





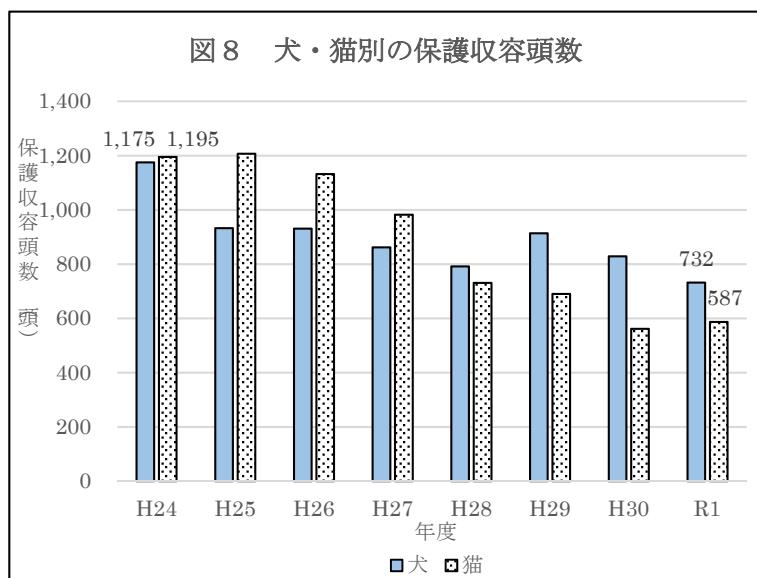
### (3) 犬・猫の引取り

やむを得ない理由により犬・猫の飼養を継続できないとして、飼い主から引取りを求められた場合は、条例に基づき、有料で引取りを行っています。

飼い主からの引取りの相談があつた際などに、終生飼養等について飼い主への指導や助言を行っており、引取り数の削減に向けて取り組んでいます。

引取り数は平成 24 年度の犬 321 頭、猫 1,271 頭に対し、令和元年度は犬 38 頭、猫 32 頭まで削減しました（図 7）。

また、平成 24 年度の法改正により、引取りを繰り返し申請する飼い主をリスト化し、引取り拒否要件を厳格に運用することにより引取り数は削減されました。しかし、みだりな繁殖で飼育崩壊した飼い主からの引取りは依然として存在し、これは引取り数の増加に直結する問題であるため、多頭飼育崩壊の未然防止対策を講じる必要があります。



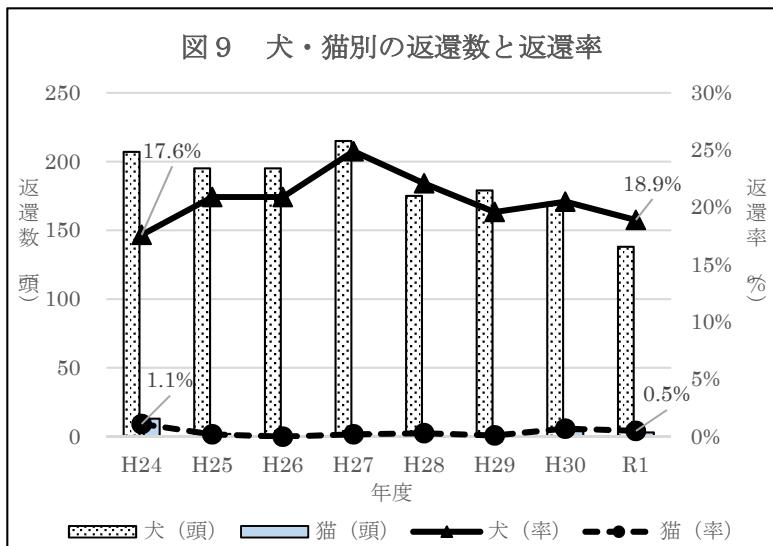
### (4) 保護収容

保護収容された飼い主不明の犬・猫の数は、平成 24 年度の犬 1,175 頭、猫 1,195 頭から、令和元年度には犬 732 頭、猫 587 頭まで減少しました（図 8）。

また、県内で保護収容された猫の約 9 割は、生後 91 日未満の子猫でした（表 1）。

表1 猫の保護収容数内訳

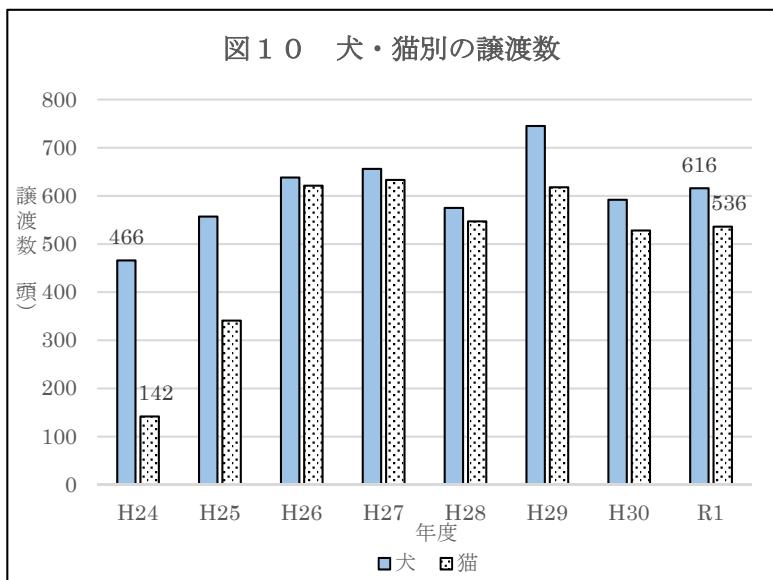
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(頭)
保護収容数	1,195	1,207	1,132	982	731	690	562	587	
生後91日以上	87	57	80	84	96	54	54	71	
生後91日未満	1,108	1,150	1,052	898	635	636	508	516	



## (5) 返還

保護収容された犬・猫のうち、飼い主の元へ返還された数は、平成24年度は犬207頭(返還率※17.6%)、猫13頭(同1.1%)、令和元年度は犬138頭(同18.9%)、猫3頭(同0.5%)でした。(図9)

※ 返還率 = (返還した犬(猫)の頭数 / 保護収容した犬(猫)の頭数) × 100



## (6) 譲渡

飼い主から引き取った犬・猫の他に、保護収容した犬・猫も、譲渡の対象としています。

犬・猫の譲渡数は、平成24年度の犬466頭、猫142頭から、令和元年度には犬616頭、猫536頭まで増加しました(図10及び表2)。

譲渡数の増加は、譲渡事業の県民への周知のほか、ボランティアや愛護団体といった民間団体による協力が大きな要因と考えられます。

表2 譲渡数内訳

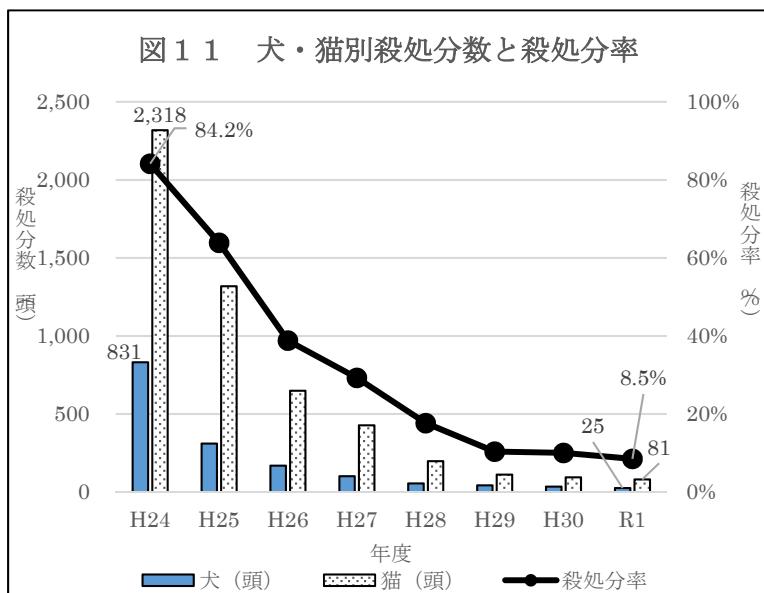
年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
犬	一般飼い主への譲渡	275	292	244	326	257	252
	団体譲渡数	363	364	331	419	335	364
	計	638	656	575	745	592	616
猫	一般飼い主への譲渡	95	96	102	121	104	116
	団体譲渡数	526	537	445	497	424	420
	計	621	633	547	618	528	536

※ 団体譲渡:ボランティアや動物愛護団体を介した譲渡数

#### (7) 地域猫活動支援事業

飼い主のいない猫による糞尿被害や他人の家の敷地内での出産等様々な問題を地域の環境問題としてとらえ、地域住民が主体となって管理し、個体数を減らすことを目的とした「地域猫活動」が推奨されています。

本県では、地域で活動している「地域猫活動」実施団体に対して各種支援事業を行っています。



#### (8) 殺処分

県内で殺処分された犬・猫の数は、平成24年度の犬831頭、猫2,138頭から、令和元年度には犬25頭、猫81頭まで減少しました。

引取りや保護収容された数のうち、殺処分された割合(殺処分率)は、平成24年度の84.2%から、令和元年度には8.5%まで減少しました(図11)。

基本指針では、犬・猫の殺処分を①譲渡することが適切でない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)、②①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)、③引取り後の死亡、の3分類に分け、特に②に属する犬・猫の返還及び譲渡を進め、殺処分数を減らすことを目指しています。

本県の令和元年度の殺処分数を分類すると、①犬6頭、猫29頭②犬0頭、猫0頭、③犬19頭、猫52頭となり、②に属する処分はありませんでした。

## 課題 飼い主の社会的責任の徹底

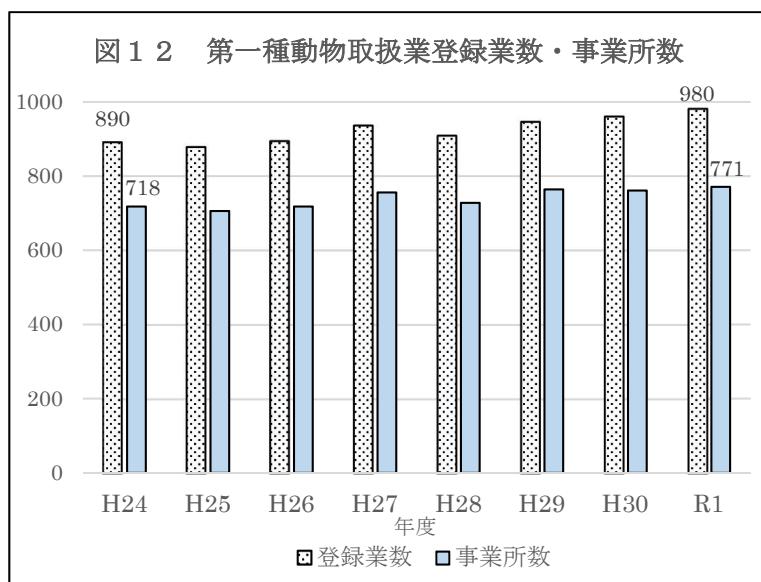
- 飼い犬・猫(飼い主のいない猫を含む)に関する苦情や相談は年間2,000件以上あり、適正な飼養方法や飼い主の責務について啓発に努める必要があります。
- 終生飼養や繁殖制限措置の啓発を徹底するなかで、引取り数や殺処分数の増加につながることが懸念される多頭飼育崩壊を未然に防止するため、多頭飼育者の把握や適正な飼養について、福祉事務所等と情報共有を図りながら連携して取組む必要があります。
- 保護収容数を減らし、返還数を増やすためにも、飼い犬・飼い猫の所有明示措置を促進するとともに、特に飼い猫については屋内飼養を推進する必要があります。
- 保護収容される猫の中には、遺棄された猫が多く含まれています。遺棄は犯罪であることから、警察と連携しながら、猫の繁殖制限措置の徹底を啓発する必要があります。
- 保護収容される子猫の数を削減するための一つの方法として、地域猫活動を推進し、活動を行いたい地域を支援するとともに、無責任な餌やり行為が望ましくないについて普及啓発する必要があります。

#### 4 動物取扱業

平成 24 年度の法改正で、従前の要登録業種（動物<sup>※1</sup>の販売、保管、貸出し、訓練及び展示の 5 業種）に、新たに競りあっせん<sup>※2</sup>、譲受飼養<sup>※3</sup>が加えられ、第一種動物取扱業とされました。また、第二種動物取扱業者として一定数以上を飼養する営利性のない動物の取扱い（譲渡や公園展示等）が新たに届出の対象となりました。

令和元年度の法改正では、第一種動物取扱業者について、登録拒否要件と動物取扱責任者の選任要件が強化され、動物の帳簿の備付け及び定期報告の義務の対象が、犬猫等販売業者から他の業種（犬猫以外の販売業、貸出業、展示業）にも拡大されたほか、犬猫等販売業者に対してはマイクロチップの装着及び登録が義務付けられました。また、犬猫等の譲渡しを行う第二種動物取扱業者についても、帳簿の備付けが義務付けられました。

さらに令和 3 年 6 月には施設基準や飼養管理、繁殖等に係る出産年齢の上限設定等の具体的な数値規制が施行されることになっています。



県内の令和元年度末の第一種動物取扱業の登録業数は 980 件、事業所数は 771 施設で（図 12）、動物取扱業者に対して、3 年間で全事業所の監視指導を行うことを目標として取り組んでおり、年度ごとにおおむね目標は達成しています（表 3）。

なお、飼養数が多い大規模施設へは、年 1 回以上の監視指導を実施しています。

表3 第一種動物取扱業監視件数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業所数	721	755	728	764	761	771
目標監視数	238	249	240	252	251	254
監視件数	255	237	374	341	246	244
監視率	35.4%	31.4%	51.4%	44.6%	32.3%	31.6%
目標達成率	107.2%	95.1%	155.7%	135.3%	98.0%	95.9%

- ※1 ・・動物取扱業の対象動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもので、畜産農業、試験研究、生物学的製剤に係る用途のために飼養、保管しているものを除く。（法第10条第1項参照）
- ※2 ・・動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行うこと。動物オークション運営業者等。
- ※3 ・・有料で動物を譲り受けてその飼養を行うこと。老犬・老猫ホーム等。

### 課題 動物取扱業者の監視指導

- 第一種動物取扱業者に対し、動物の適正な飼養や展示、購入者への対面説明及び現物確認、また、犬猫等販売業者にあっては販売日齢の遵守や定期報告等が適正に行われるよう、引き続き監視指導を実施するとともに、令和元年度の法改正により、義務の対象が拡大された帳簿の備付け及び定期報告が、適正に行われるよう周知徹底を図る必要があります。
- 第二種動物取扱業者に対し、動物の適正な飼養や展示等が行われるよう、監視指導を行う必要があります。また、令和元年度の法改正により、犬猫等の譲渡しを行う業者に義務付けられた帳簿の備付けが適正に行われるよう周知徹底を図る必要があります。
- 令和3年度に施行される施設基準や繁殖方法等の基準が適正に遵守されるよう、第一種動物取扱業者への周知徹底と監視指導を行う必要があります。

## 5 特定動物

特定動物とは、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として法令に規定された、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する約 150 属 650 動物のことで、ボアコンストリクター やニホンザル、ワニガメ等が該当します。飼養には法に基づき種類毎・施設毎に許可が必要であり、施設の構造等を定めた施設基準、飼養の方法を定めた飼養基準を遵守する必要があります。

平成 24 年度の法改正で、施設基準には水槽を閉じた状態でも外部から状況が確認できる構造であること、飼養基準には逸走を防止するための点検を週 1 回以上行うこと等が追加されたほか、飼養又は保管が困難になった場合の措置に関する基準が追加されました。また、令和元年度の法改正により、特定動物の交雑種も許可対象となり、愛玩目的の飼養が禁止されました。

県内の令和元年度末の許可施設数は 49 件であり、県等は年 1 回以上の監視指導を行っており、監視率は 55.1% でした。（表 4）。

表4 特定動物飼養・保管施設監視件数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	34	34	57	58	48	49
監視件数	29	34	35	43	23	27
監視率	85.3%	100.0%	61.4%	74.1%	47.9%	55.1%

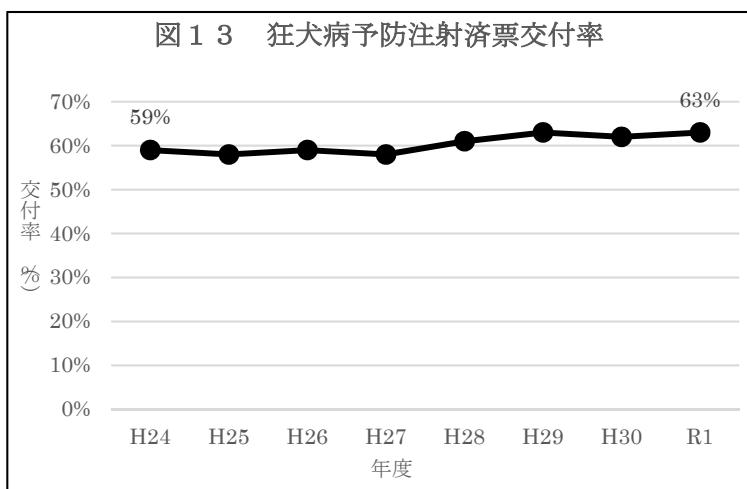
### 課題 特定動物の監視指導

- 特定動物による危害の防止を図るため、特定動物の適正な飼養方法や飼養施設の管理、個体識別の徹底、逸走の防止等を飼養者及び管理責任者に指導・啓発する必要があります。
- 令和元年度の法改正により、特定動物の許可対象が交雑種にも拡大され、愛玩目的での飼養が禁止になったことを広く周知する必要があります。

## 6 人と動物の共通感染症<sup>※4</sup>

人と動物に共通する感染症としては、狂犬病、オウム病、猫ひつかき病、新型インフルエンザ感染症等様々なものが知られています。

人と動物の共通感染症を考える上で、狂犬病は特に重要な感染症です。我国では狂犬病予防法による犬の登録、狂犬病予防注射、野犬の抑留等の徹底が図られたため、犬の狂犬病は昭和 31 年以降発生していませんが、平成 5 年には韓国で、平成 25 年 9 月には台湾で犬の狂犬病が再発し、我国でも発生が危惧されているところです。



県内の狂犬病予防注射済票<sup>※5</sup>交付率は、登録頭数の約 60%で推移しています（図 13）。

狂犬病発生時における、疫学調査やまん延防止対策のためにも、犬の飼養状況を正確に把握しておく必要があります。

### ※4・・「人と動物の共通感染症」

同義語として「人畜共通感染症」や、「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」等の名称があります。公衆衛生の立場からは、「動物由来感染症」とも呼ばれていますが、本推進計画においては、動物から人への感染と同様、人から動物へ感染する疾病にも注意を払い、動物の健康と安全を確保する観点から、「人と動物の共通感染症」と表記することとします。

## 狂犬病

狂犬病ウイルスを原因とする感染症で、咬傷等により傷口から感染し、神経組織に重大なダメージを与え、発症すると人も動物も100%死亡する恐ろしい感染症です。

日本、オーストラリア等一部の国を除く世界中で発生しており、年間約6万人が亡くなっているとの報告（WHO、2018年）があります。国内では、平成18年にフィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれた旅行者が帰国後発症し、その後亡くなるという、輸入感染症例が2例発生しています。また、令和2年にもフィリピンから来日した人が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、日本国内で発症する症例が1例発生しています。

感染源は犬だけでなく、キツネやアライグマ、コウモリ等様々な動物に及び、南米ではコウモリによる吸血で感染するケースが問題となっています。台湾は約50年間にわたって清浄地域とされていましたが、野生動物（イタチアナグマ）で流行していることが判明し、さらに平成25年9月には犬の狂犬病が確認されています。

日本では、狂犬病の発生及び感染拡大を防止するために、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法で定められています。国の過去の研究では、まん延防止が可能な予防接種率は70%とされています。

$$\text{狂犬病予防注射済票}^{※5} \text{交付率} (\%) = (\text{狂犬病予防注射済票交付数} / \text{飼い犬登録数}) \times 100$$

※5・・・「狂犬病予防注射済票」

狂犬病予防注射を受けた犬の飼い主が、市町村役場で手続きを行うことで交付され、飼い犬が狂犬病予防注射を受けていることを証明します。

狂犬病予防法で、飼い主に対し、飼い犬への装着が義務付けられています。

県では犬の狂犬病発生時に備えて「岡山県狂犬病対策要領」を策定し、平常時の対応や狂犬病発生時における検査の体制、まん延の防止、撲滅対策等を定めています。

また、センターでは、狂犬病発生時に備え検査の研修を実施しています。

## 課題 人と動物の共通感染症発生状況等の把握と情報提供

- 飼い主の義務である飼い犬の登録、毎年一度の狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着について、周知徹底とともに、犬の飼養実態を正確に把握する必要があります。
- 狂犬病が国内、県内で発生した場合に備え、獣医師の臨時狂犬病予防注射等への協力が得られる体制を整備する必要があります。
- 人と動物の共通感染症の発生を予防し、又は感染拡大を防止するために、感染症の正しい情報や最新の発生状況を県民に提供する必要があります。

## 7 災害時等の対応

県では、これまでに災害時の対策として、次のような対応を図ってきました。

### ○ 岡山県災害時動物対応マニュアル（平成 21 年度策定）

動物による人への危害防止及び動物愛護思想に基づく被災地の飼い主支援の観点から、震災等の災害時に備え、県が行う具体的行動を示したもので、災害発生時に岡山県動物救護本部を設置し、関係団体の協力のもと、役割を分担することで円滑な動物救護活動ができるよう定めています。

### ○ 災害時の動物救護活動に関する協定書（平成 22 年度締結）

災害時に行う動物救護活動のうち、被災地の動物への対応や飼い主の相談等の役割を担う（公社）岡山県獣医師会及び（公財）岡山県動物愛護財団と協定を結ぶとともに（公社）日本愛玩動物協会と協力確認を行っています。

### ○ 岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書（平成 28 年度締結）

災害時における公衆衛生活動に係る費用負担や補償について、（公社）岡山県獣医師会と協定を締結していることから、県が活動時の費用の一部について弁償を行うこととしています。

平成 24 年度の法改正では、東日本大震災等の災害時に、避難所等での動物の取扱いや、動物救護活動等が不十分であったことを教訓に、都道府県等が推進計画に定める事項として、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項が追加されました。

国は、熊本地震を受けて平成 29 年度に改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」において、都道府県等が行う対策の例として、平常時では、飼い主への啓発やペット同行避難を含めた避難訓練の実施、連携体制の整備、必要な物資の備蓄等について示しました。

また、災害発生時では、避難所等での動物の受入体制に関する市町村や獣医師会等との連絡調整や国等への支援要請、指定避難所や応急仮設住宅におけるペット同行避難の実態調査、被災住民への動物救護に係る情報提供、動物由来感染症対策等を記載しました。この他にも、動物救護活動を支えるものとして、動物愛護推進員やボランティアの存在は重要であるため、人材育成や協力体制の構築に努める必要性を示しました。

岡山県でも、平成 22 年度に策定した「岡山県災害時動物対応マニュアル」を改訂した「岡山県災害時動物対応要綱」（以下「要綱」という。）を平成 29 年度に作成しましたが、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）が発生し、県内でも多数の死傷者が発生するとともに、避難所等におけるペットの対応が問題になりました。

この経験を踏まえ、県としても必要な体制整備を行い、市町村との協力体制を今まで以上に強化するよう努めることとします。

### 課題 災害への備え

- 平常時から、災害時に備え、飼養している動物の逸走防止措置、所有明示措置、同行避難が可能なしつけ等の準備に努めるよう、飼い主へ啓発する必要があります。
- 県は、避難所等における動物の受入体制に関し、市町村や関連団体等との調整を図るとともに、必要な物資等を備蓄する必要があります。
- 県は、避難所を運営する市町村に対して、ペット同行避難者が指定避難所に避難することを想定した場合の受入れ体制を整備するよう要請する必要があります。
- 動物愛護推進員、ボランティアとの協働や、他自治体や関係機関との連携により、動物救護活動が円滑に行うことができる体制の整備に努める必要があります。

## 8 関係団体等との協働

### (1) 岡山県動物愛護推進員

法第38条の規定により県知事の委嘱を受け、動物愛護と適正飼養に関する啓発活動や、動物愛護週間事業等の各種施策に協働で取り組んでおり、推進計画推進の一翼を担っています。

### (2) 岡山県動物愛護推進協議会

法第39条の規定により、動物愛護に関する専門的知識を有し、県が委嘱した委員等により構成された機関で、動物愛護推進員の活動支援や本推進計画の達成状況の評価など、動物愛護管理行政を協働して進めています。

### (3) (公財) 岡山県動物愛護財団

県、市町村、(公社)岡山県獣医師会及び岡山県獣医畜産事業協同組合からの出捐金を受けて設立された公益法人であり、広く県民に動物愛護思想を普及・啓発するとともに、動物愛護活動を実施し人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現に寄与する活動を行っています。また、「ふれあい動物友の会」の会員募集による動物愛護の輪を広げる組織作りや、センターと協働して譲渡会等の各種施策の推進に取り組んでいます。

### (4) (公社) 岡山県獣医師会

県内に在住する獣医師を社員とする公益法人であり、また、災害時の動物救護活動に関する協定団体でもあります。

動物愛護週間事業等の開催や、狂犬病予防対策、負傷動物への対応等に行政と協働して取り組んでいます。

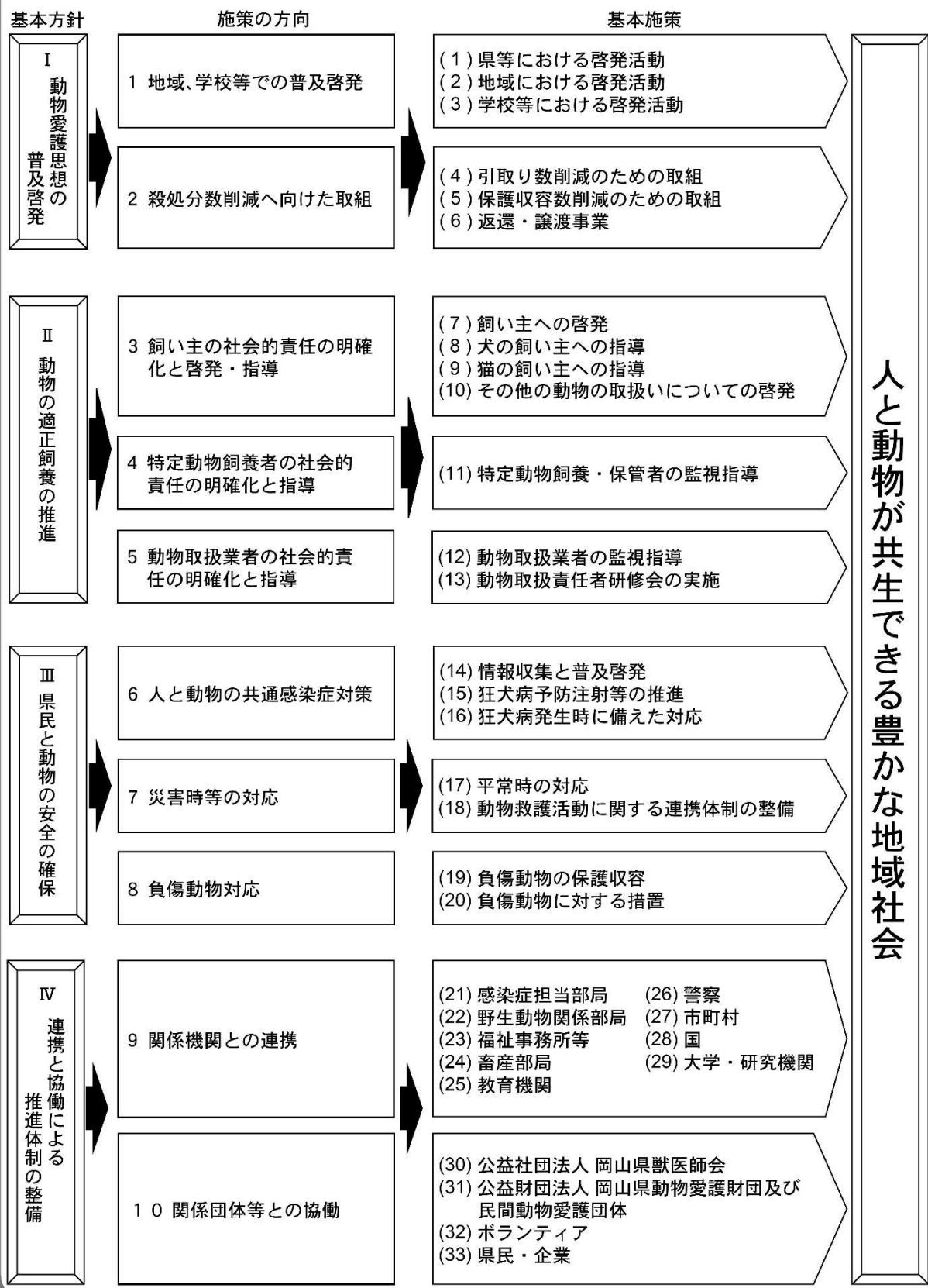
#### (5) その他関係団体等

ボランティアや関係団体は、動物愛護週間事業、動物ふれあい教室や譲渡事業等の動物愛護施策へ協働して取り組むとともに、動物愛護管理に関する独自活動を行っています。

#### 課題 関係団体等との協働の推進

- 関係団体が自らの役割を認識した上で、連携体制を維持する必要があります。
- これまでの協働先に加えて、地域で独自活動をしている団体や、ボランティアとの協働を進める必要があります。

#### 5 岡山県動物愛護管理推進計画 体系図



## **基本方針 I 動物愛護思想の普及啓発**

動物愛護の基本は、人の命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適切に取り扱うことが重要です。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にして生きている存在であることから、動物の利用や殺処分について、自然の摂理として直視し、厳粛に受け止めるべきであり、動物の命を軽視したり、みだりに利用することは厳に慎むべきです。

そして、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るために、命あるものである動物の取扱いに対して、優しいまなざしを向ける態度が求められます。

人と動物の共生する社会の実現が、法の目指すものであることから、引き続き動物愛護の思想について各方面で普及啓発に努めるとともに、殺処分数の削減に向けた多方面にわたる施策に取組むこととします。

### **1 地域、学校等での普及啓発**

動物愛護の思想について、行政、獣医師会、ボランティア団体や動物愛護推進員等の関係者の連携協力の下に、多くの県民の共感を呼び、幅広い層の自主的な参加を促す施策を、地域、学校等において取組むとともに、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養について、普及啓発を図ります。

#### **(1) 県等における啓発活動**

動物愛護に関する啓発パネル等の展示、本やDVD等の資材の活用に加え、動物愛護フェスティバルの開催等あらゆる機会を通じて動物愛護思想の普及啓発に努めます。

また、テレビ、ラジオ等のメディアやホームページ等を活用して普及啓発を図ります。

#### **(2) 地域における啓発活動**

動物愛護週間の前後には、県内各地で動物愛護フェスティバル、街頭キャンペーン等様々な催しを、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮した上で行います。また、催しに参加する県民が多いほど動物愛護思想の普及啓発につながるため、事業の広報活動にも努めます。

#### **(3) 学校等における啓発活動**

ボランティアや行政関係者らが、保育所、幼稚園、小学校等において、動物とのふれあいを通して、動物の温かさを感じ、人と同じ命あるものであることを学んでもらうこ

とを目的に、出張ふれあい教室を開催します。

なお、適正な飼養管理や動物のストレスの軽減に配慮しながら事業を実施します。

## 2 殺処分数削減へ向けた多方面にわたる施策の取組

殺処分数を少しでも減らし、一頭でも多くの命を救うことは、動物の命を尊重する考え方等の情操を養う上で重要です。しかし、殺処分数を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密な飼養等の問題が生じているとの指摘もあることから、動物の適正飼養を推進しつつ、犬・猫の引取りの抑制と新たな飼い主への譲渡等を強化し、殺処分数削減を図ります。

### (1) 引取り数削減のための取組

平成 24 年度及び令和元年度の法改正に伴い、犬又は猫の引取りを拒否できる場合として次のような規定が加わりました。

#### 動物愛護管理法施行規則

##### ○ 第 21 条の 2 (抜粋)

犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合。

- ・犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- ・引取りを繰り返し求められた場合
- ・子犬子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- ・犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- ・引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- ・あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組みを行っていない場合

##### ○ 第 21 条の 3 (抜粋)

所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合。

- ・周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められる場合

これらの引取りを拒否できる事由について啓発を行うとともに、規定の厳格かつ柔軟な運用を行うことで、引取り数の削減に努めます。また、次のような取組を行います。

## ① 終生飼養の推進

動物を飼養する場合において、最期まで面倒を見続けることは飼い主の責務であり、動物の命を尊重する観点から重要であるため、終生飼養が一層浸透するよう犬・猫の飼い方講習会等の機会やホームページ等の広報媒体を利用し、普及啓発に努めます。

## ② 繁殖制限措置の推進

犬・猫の遺棄を未然に防止するため、みだりな繁殖を制限することは飼い主の責務であることから、不妊去勢手術等の必要性について啓発します。特に猫では、子猫の引取り相談が多いいため、適正飼養の推進と合わせて繁殖制限措置の必要性について啓発します。

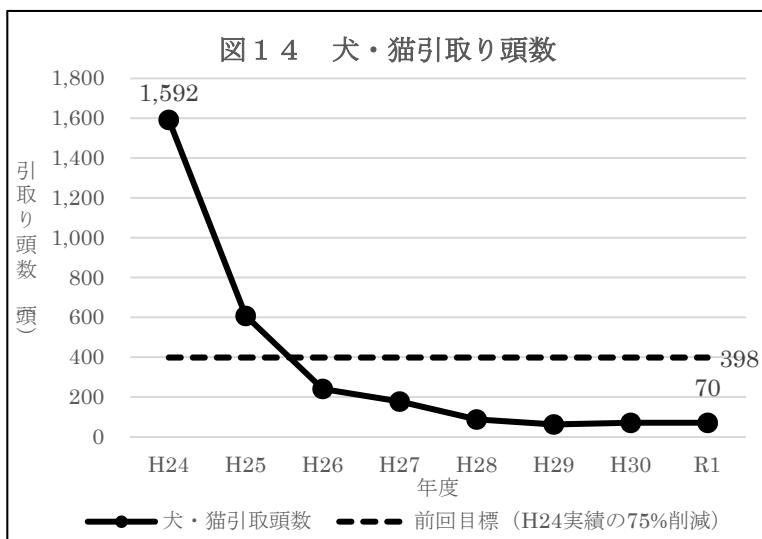
また、譲渡時及び動物取扱業者における販売時において、原則として繁殖を制限しなければならないことについて説明が行われるよう関係者に対して啓発します。

更に、県民に獣医師や関係団体が行う不妊去勢手術に関する相談対応や助成制度について情報提供することにより、繁殖制限措置の推進に努めます。

## ③ 多頭飼育者の把握と対策

多頭飼育崩壊を防ぐために、多頭飼育者に対する届出制度導入の検討や、福祉事務所等との連携等により、多頭飼育者の状況を把握し、問題がある飼い主に対しては、新たな飼い主への譲渡等を勧めるとともに、継続飼養する動物については繁殖制限措置の実施について助言や指導を行い、飼養数増加を防止する対策を推進します。

## ○ 犬・猫の引取り数



前の推進計画では、平成35年度までの引取り数を平成24年度の実績に対し75%削減することを目標としていましたが、平成26年度には目標を達成しています。（図14）

現状では、これ以上の削減は難しいと考えたため、犬・猫の引取り数を年間100頭以下に維持することを目標とします。

### <目標>

犬・猫の引取り数 年間100頭以下を維持

## (2) 保護収容数削減のための取組

所有者不明の犬・猫が保護収容される主な理由は、飼い犬の放浪、野犬やその子犬の保護、子猫の遺棄、子猫が親からはぐれ衰弱している場合等であり、このような犬・猫の数を減らすため、次のような取組を行います。

### ① 所有明示措置の推進

動物の所有者が、その所有する動物に名札、マイクロチップ等を装着し、自己の所有物であることを明らかにすることは責務です。所有明示は、動物の迷子や盗難発生を防ぎ、災害時には逸走した動物の所有者の発見を容易にします。また、所有者責任の所在の明確化により所有者の意識が向上し、動物の遺棄等の防止へ繋がることが期待されるため、措置の必要性について啓発します。

令和元年度の法改正により、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着及び所有者情報の登録等が義務化されることから、所有明示措置の意義や役割について、より一層、県民の理解を深めるとともに、マイクロチップ装着についても、普及促進を図ることで、所有明示措置の実施率の向上に努めます。

### ② 野犬を減らす対策

所有者不明として保護収容される犬の中には、野犬と思われる人慣れをしておらず適正な譲渡が難しい個体がいます。野犬の数を減らすために、飼い主のいない犬への無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発するとともに、積極的な保護に努めます。

### ③ 子猫の遺棄防止対策

保護収容される猫の9割が子猫であり、人によって遺棄されたケースが多くあります。遺棄は犯罪であり罰則規定もあることから、警察との連携を一層強化し啓発するとともに、猫の繁殖制限措置について啓発します。

### ④ 飼い主のいない猫対策

人が動物に対して抱く意識や感情は千差万別であり、動物の愛護管理に関する考え方も多種多様なものがあります。このような中で、動物愛護の精神に則り、一頭でも多くの命を救う取組を推進するためには、関係者の合意形成なくしては成し得ないと考えます。

飼い主のいない猫については、地域の理解と協力を得て地域猫<sup>※6</sup>として扱うことで、最終的に猫の保護収容数の削減に繋がるよう取組むための事業を積極的に推進するとともに、無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発します。

### ※6・「地域猫」

地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫を指します。

具体的には、その地域に適した方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化等地域のルールに基づいて適切に飼養管理し、新しい飼い主を探して飼い猫にするなどし、これ以上数を増やす、一代限りの生を全うさせる活動を地域猫活動といい、その対象となる猫を「地域猫」と呼びます。

## ○ 保護収容数

保護収容される犬・猫の数は減少傾向にありますが、未だ年間1,000頭以上が収容されています。保護収容数を更に減らすことを目指し、本推進計画の終期である令和12年度目標を次のとおり設定し取り組みます。

### ＜目標＞

犬・猫の保護収容数 30%削減（令和12年度における対令和元年度比）

## (3) 返還・譲渡事業

関係法令に基づき保護収容している犬・猫については、飼い主へ返還されるよう努めます。

また、飼い主が見つからない犬・猫や、飼い主から引き取られた犬・猫は、新しい飼い主を探して譲渡するよう努めます。

さらに、返還・譲渡事業について、動物愛護推進員や獣医師会等関係団体と協働して広く県民に周知します。

### ① 犬・猫の返還事業

飼い主不明や負傷等により保護された犬・猫を、元の飼い主へ返還するよう努めます。特に、保護した地域の有線放送やケーブルテレビ等を活用した情報発信、地元警察署や市町村等と情報共有を緊密にすることで、返還数の増加に努めます。

また、犬・猫が逸走した時の照会窓口について、インターネットや広報媒体、啓発資材等を活用し、県民へ周知します。

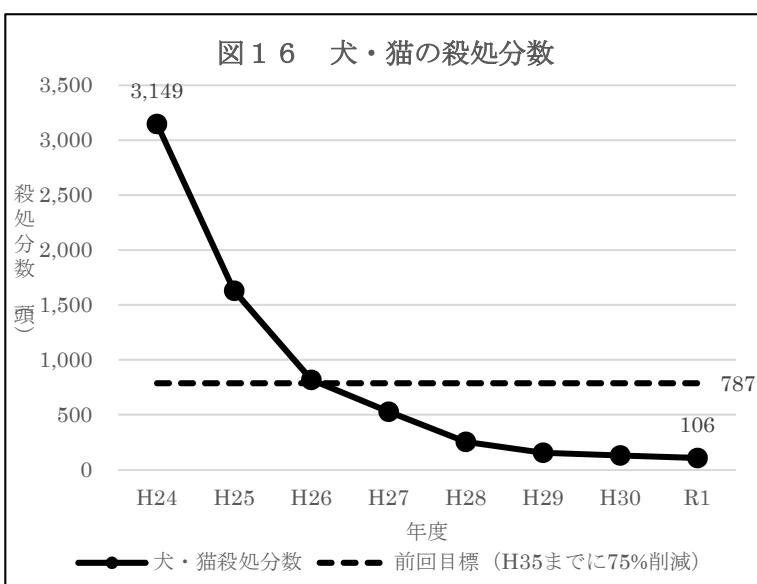
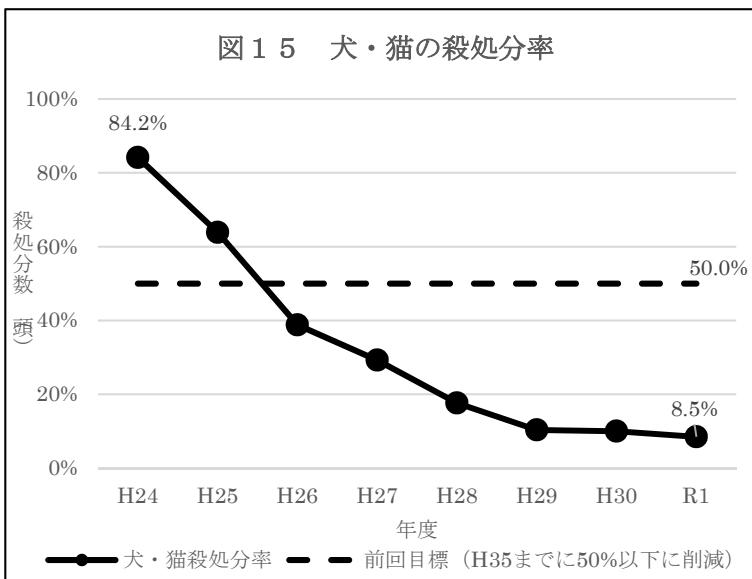
### ② 犬・猫の譲渡事業

飼い主から引き取られたり、飼い主不明や負傷等により保護収容された犬・猫について、

譲渡適性のある動物を中心に譲渡を積極的に進めることとします。また、各種広報媒体を活用し、譲渡事業について周知に努めます。

さらに、動物愛護団体等のネットワーク網を活用した、団体譲渡についても、適正な譲渡に向けた現状や課題を踏まえて積極的に取り組みます。

## ○ 犬・猫の殺処分数と殺処分率



前の推進計画では、犬・猫の殺処分率を平成35年度までに50%以下に削減することを目指しましたが、平成26年度に達成しています（図15）。

また、犬・猫の殺処分数を平成24年度の実績に対し平成35年度までに75%削減することを目指しましたが、平成27年度に目標を達成しています（図16）。

基本指針では、第2章の3の(8)で説明した殺処分の分類のうち、②に属する個体の返還及び適正譲渡を積極的に進め全体の殺処分数の削減を目指すとしていますが、本県では、これまでの取り組みにより、令和元年度現在、②の殺処分数は0となっています。

今後も各種取り組みを継続し、目標を次のとおり設定します。

### ＜目標＞

犬・猫の殺処分率 10%以下を維持

$$\text{殺処分率} = \{\frac{\text{殺処分数}}{\text{引取り数} + \text{保護収容数} - \text{返還頭数}}\} \times 100$$

※ 実態に合わせるため、今回から返還頭数を除いた頭数を殺処分率の対象とした。

## 基本方針Ⅱ 動物の適正飼養の推進

県等に寄せられる苦情や相談の多くは、動物の安易な購入や飼育放棄、遺棄、虐待等といった飼い主の不適正な飼養を原因とするものです。このため、令和元年度の法改正では、遺棄、虐待等に対する罰則の引き上げが行われました。

しかし、根本的な問題の解決には、すべての飼い主が、飼養する動物の健康及び安全の保持や飼養する動物による人の生命、身体等に対する危害の防止等の責務を、適正に果たすことが求められます。

特に、人の生命、身体等へ危害を与えるおそれのある特定動物の飼養者や、業として動物を取り扱う動物取扱業者は、法令等に基づいた施設管理や取扱い等を行う義務があるため、令和元年度の法改正により、特定動物に関する規制が強化されるとともに、動物取扱業者のより一層の適正化が図られました。

### 1 飼い主の社会的責任の明確化と啓発・指導

飼い主の社会的な責任を明確に示し、啓発することで、飼い主としての自覚を促すとともに、不適正な飼養を行っている飼い主に対しては、助言・指導等を行います。

動物の適正飼養の普及啓発に当たっては、自治体の広報紙、パンフレット、行政や関係団体のホームページ等を活用します。

また、犬の飼い方講習会等を活用して、適正飼養に関する知識や関係法令の普及に努めます。

動物の適正飼養に係る指導については、令和元年度の法改正により、不適正飼養等に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態や、動物が衰弱する等の虐待を受ける恐れがある事態が生じていると認められる場合には、報告徴収又は立入検査が可能となったことから、指導や監督強化についての体制整備を行います。

#### (1) 飼い主への啓発

飼い主の責務は、法において次のように明記されています。

##### 動物の愛護及び管理に関する法律（第7条参照）

- ・動物の健康と安全の保持
- ・動物による人の生命、身体、生活環境等への危害の防止
- ・動物に起因する感染性疾患に関する知識の習得とその予防
- ・動物の逸走防止措置
- ・動物の終生飼養
- ・繁殖制限措置
- ・動物が自己の所有であることを明らかにする措置

この責務は、飼養する全ての動物を対象としたものであり、学校等においても適正な対応がなされる必要があります。

#### ① 適正な飼養数

飼養する動物の数については、適切な管理が可能な範囲内とする必要があるため、年齢や体力等の飼い主側の要因を考慮し、終生飼養及び生活環境の保全が可能な数となるよう助言・指導します。

また、動物の飼い主が、適切な飼養管理ができない場合にあっては、動物の健康及び安全保持の観点から、譲渡や引取り等の方法も含めた助言・指導を行います。

#### ② 繁殖制限措置

飼養数が増加した場合でも、適切な飼養環境の維持、終生飼養の確保又は適切な譲渡が行える場合を除き、原則として、動物に不妊去勢手術等の繁殖制限措置を講じることは飼い主の責務であることについて、普及啓発を行います。

#### ③ 動物の逸走防止

飼い主には動物の逸走防止のための措置を講ずる責務があり、仮に逸走した場合には自らの責任において速やかな捜索や保護を行うことについて普及啓発を行います。

#### ④ 虐待・遺棄の防止

飼い主の責務の啓発と合わせて、令和元年度の法改正による罰則強化についても周知徹底し、動物の虐待、遺棄の防止に努めます。

### (2) 犬の飼い主への指導

犬は家庭動物の中でも飼養数が多いことから、様々な苦情や相談が寄せられています。また、飼い主は狂犬病予防法に基づく義務等を果たす必要があり、適正な飼養管理が求められています。

#### ① 狂犬病予防法に基づく指導

犬の飼い主に、犬の所在地の市町村へ飼い犬を登録し鑑札の交付を受けること、年一回の狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けること及び鑑札と注射済票を犬へ装着することを指導します。

## ② 条例に基づく指導

県等の条例には、犬の飼い主に対し、次のような遵守事項が明記されています。これらの遵守事項に加え、飼い主に対し、けい留環境等も含めて適正な飼養が行えるよう助言・指導に努めます。

### 県等の条例

- ・固定物へのけい留又は囲いの中への収容
- ・口輪等による咬癖への対応措置
- ・公共の場所におけるふんの除去
- ・犬を飼養している旨の標識の掲示
- ・犬の種類等に応じた適切な運動及びしつけの実施

特に、犬のけい留義務については指導を徹底し、けい留や収容が行われていない犬については、県等の条例に基づき保護収容を行います。

## ③ 犬のしつけ方教室等の開催

飼い主が適切な犬のしつけ方について学習するきっかけとなるよう犬のしつけ方教室や犬の飼い方教室等を定期的に開催します。

また、地域や団体等の依頼に応じ、出張しつけ方教室等を開催します。

### <目標>

犬のしつけ方教室の延参加者数 7,000 人（令和12年度累計）

## (3) 猫の飼い主への指導

猫は、犬のような登録制度やけい留義務がなく、屋外飼養による近隣住民とのトラブルが発生しやすいため、飼い主は、その責務を自覚し適正に飼養することが求められます。

### ① 人に迷惑をかけない適正な飼養の指導

県等に寄せられる苦情や相談は、猫によるものが最も多くなっています。飼い主自らが、飼い猫によるトラブルに速やかに対応することや、マイクロチップ等による所有明示措置を実施することについて啓発します。

また、猫の健康と安全の確保、みだりな繁殖を防止する観点から、屋内飼養の徹底と繁殖制限措置の推進について啓発します。

## ② 猫の適正飼養についての啓発

猫の飼い主に対し、猫の飼い方講習会等への参加を促すとともに、適正な飼養方法等について啓発に努めます。

## (4) その他の動物の取扱いについての啓発

特定の目的、又は特別な形態で飼養されている動物等については、個別の基準が環境省告示で定められており、関係者に対して適正な取扱いについて、周知を図ります。

### ① 実験動物

実験動物の飼養については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」が定められています。平成 25 年度の改正で、管理者による実験動物の飼養保管等基準の遵守状況の確認と公表、動物の適切な健康管理と環境の確保の実施に関する規定等が追加されました。関係者に対し、これらの考え方について周知を図ります。

また、実験動物の取扱いの基本的考え方として、国際的にも定着している「3 R の原則（Replacement：代替法の活用、Reduction：使用数の削減、Refinement：苦痛の軽減）」について引き続き周知を図ります。

#### 実験動物の飼養保管等基準 第 2 定義

##### 実験動物

実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。

### ② 産業動物

動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等のあり方については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 62 年総理府告示第 22 号）」が定められており、平成 25 年度の改正で、動物の種類・習性等を考慮した環境の確保、虐待の防止、快適性に配慮した飼養及び保管に関する努力規定等が追加されました。その後、国際獣疫事務局（OIE）においてアニマルウェルフェアに関する勧告が採択されている事を踏まえ、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方についての普及、定着が図られているところです。

これらのことから、関係者に対し、これらの考え方について、産業動物の担当部局や団体の協力を得て、周知を図ります。

## 産業動物の飼養保管基準 第2 定義

### 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいう。

## ③ 展示動物

展示動物の管理者及び飼養保管者は、飼養能力等を考慮した展示動物の選定、逸走の防止、計画的な繁殖、終生飼養、やむを得ず殺処分する場合にはできる限り苦痛を与えない適切な方法を採用する等、「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）」に基づいた、適正な取扱いが必要です。また、特定動物の選定、犬・猫の展示時間に関する規定等についても、関係者に対し、これらの考え方について周知を図ります。

## 展示動物の飼養保管基準 第2 定義

### 展示動物

- ・動物園、水族館、公園等において飼養及び保管する動物
- ・人との触れ合い等を目的として飼養及び保管する動物
- ・販売又は販売目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物
- ・商業的撮影に使用又は提供するために飼養保管する動物

## ④ 学校、福祉施設等において飼養される動物等

小学校や幼稚園、保育所では、動物との触れ合い等の体験を通じ、生き物への親しみを持ち、命の大切さを学んでもらうことを目的に、また、福祉施設等では、利用者と動物との交流による、精神又は身体機能に対する優良な効果を期待して、動物を飼養する場合があります。

こうした場合は、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」に基づく取扱いが必要です。

## 家庭動物等の飼養保管基準 第6

### 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- ・利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得るよう努める。
- ・施設設備、飼養能力等を考慮して、動物種を選定すること。
- ・組み合わせを考慮して、異種・複数の動物を収容すること。
- ・知識と飼養経験を有する者の指導の下、飼養及び保管を行うよう努める。
- ・休日等にも適切な飼養及び保管が行われるよう配慮すること。
- ・みだりに食物等を与えられる等がないよう、予防措置を講じるよう努める。
- ・非常災害時に、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

## 2 特定動物飼養者の社会的責任の明確化と指導

特定動物が逸走した場合は、人に危害を与える危険性が高いことから、特定動物の飼養者は、通常の動物の飼い主としての責務に加え、関係法令に基づいた適正な飼養管理を行うことが求められます。

### (1) 特定動物飼養・保管者の監視指導

飼養施設や飼養管理基準の遵守及び適正な自主管理体制の確立の状況について確認するため、監視指導を実施します。また、令和元年度の法改正では、特定動物が交雑して生じた動物も規制対象に追加されたほか、愛玩目的による特定動物の飼養又は保管の禁止が追加されたことから、これらについて周知を図るとともに、法令の遵守についても指導を行います。

#### ① 個体識別措置実施の促進

特定動物の飼養・保管者責任の所在を明確化し、意識の向上による遺棄の未然防止を図るため、マイクロチップ等による個体識別措置の実施について引き続き指導します。

#### ② 特定動物逸走時の通報及び周知義務

特定動物が逸走した場合、人の生命、身体等への危害発生を防止するため、その飼養・保管者は直ちに県等へ通報することや周辺住民へ周知すること等が義務付けられていることについて指導します。

○岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（第17条抜粋）

○岡山市動物の愛護及び管理に関する条例（第23条抜粋）

（緊急時の措置）

特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちにその旨を知事（岡山市条例においては保健所長）及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置をとらなければならない。

### ③ 特定動物の飼養及び保管に関する規制事項の徹底

特定動物の飼養及び保管については、令和元年度の法改正により、特定動物の交雑種が規制対象に追加され、愛玩目的での飼養及び保管が禁止されたことから、これらの規制について周知を図るとともに、監視を徹底します。

また、特定動物を販売する動物取扱業者に対して、販売先の飼養保管許可の有無の確認や適切な説明の実施の指導等を行います。

#### ＜目標＞

特定動物飼養・保管施設監視率 毎年 100%

## 3 動物取扱業者の社会的責任の明確化と指導

動物取扱業者には、動物の適正な飼養管理、販売時における事前説明の実施等の義務があり、これらの遵守が求められています。

### （1）動物取扱業者の監視指導

法令等には標識の掲示、動物取扱責任者の選任、動物を飼養する施設の基準、動物の取扱いの遵守基準等が示されていますが、動物取扱業者による不適正飼養の実態がまだ見られることから、令和元年度の法改正により、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

このような背景から、動物取扱業者に対し、新たな制度の着実な運用を図るために、今後も監視指導を継続して行います。

### ① 事前説明の実施義務の周知

第一種動物取扱業者には、顧客に対して販売の際に動物の現在の状態を直接見せるとともに、特性及び状態に関する情報の文書を交付して、説明する義務があるため、適正な事前説明の実施について周知徹底します。

## ② 基準遵守義務

第一種動物取扱業者には、動物の健康、安全の保持及び生活環境の保全上の支障が生ずるのを防止するための基準を遵守する義務があるため、その基準について周知徹底します。

### ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（第21条第1項、第2項抜粋）

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
  - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
  - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
  - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
  - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
  - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
  - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

## ③ 動物販売業者等の遵守事項等の周知

第一種動物取扱業者のうち、動物の販売、貸出し、展示等を営むものを動物販売業者等とし、動物販売業者等が取り扱う動物の帳簿の備付け、犬・猫の販売日齢（56日齢※指定犬特例除く。）の遵守、犬猫等健康安全計画の提出、動物販売業者等定期報告等の義務について、周知を図り、適正な動物の取扱いが実施されるよう指導を徹底します。

## ④ 第一種動物取扱業者であった者に対する指導等

第一種動物取扱業の登録の効力を失った者であっても、失った日から2年間は、動物の不適正な飼養等を認めた場合には、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査を行うことがで

きるようになったことから、対象となる者について情報収集を行うとともに、周知徹底を行います。

## ⑤ 動物取扱責任者の選任要件の厳格化

第一種動物取扱責任者については、十分な技術的能力や専門的知識経験を有する者であるとされたことから、これらの条件について周知徹底を行います。

## ⑥ 第二種動物取扱業の届出

一定規模以上の非営利動物取扱い者に対して、第二種動物取扱業の届出と動物の適正な取扱いについて指導します。

### <目標>

動物取扱業者施設監視	3年間で全施設の監視 (大規模施設は年1回以上)
------------	-----------------------------

## (2) 動物取扱責任者研修会の実施

第一種動物取扱業者に対して、選任を義務付けている動物取扱責任者を対象に、必要に応じて研修会を開催し、関係法令の周知や人と動物の共通感染症に関する情報提供等を行い、知識や技術の向上に努めます。

### **基本方針Ⅲ 県民と動物の安全の確保**

人と動物の安全を脅かす共通感染症や災害に対して、その対応策を検討し、備えることが重要です。

人と動物の共通感染症、災害時の動物救護等について、次のような施策の方向を定め、対応します。

#### **1 人と動物の共通感染症対策**

狂犬病をはじめとする、人と動物の共通感染症は、身近な家庭動物から感染するものも含め、多くの種類があります。動物の飼い主は、動物及び飼養施設の衛生管理、予防ワクチンの接種、動物と接触した後の手洗いの励行、口移しでの給餌の禁止等の感染予防に努めなければなりません。

そのためには、日ごろから感染症に関する正しい知識や、発生状況等の情報収集に努める必要があります。

##### **(1) 情報収集と普及啓発**

国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、環境省、厚生労働省等の関係機関から人と動物の共通感染症に関する情報を収集し、県民や動物取扱業者等の関係者へ周知します。

また、人と動物の共通感染症に関する参考書として、環境省が策定した「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」等を、動物取扱責任者研修会や犬・猫の飼い方講習会等で活用し、共通感染症に関する県民の理解が深まるよう努めます。

##### **(2) 狂犬病予防注射等の推進**

市町村は、犬の飼い主に、犬の登録義務について広報を行うとともに、毎年4月から6月まで狂犬病予防注射事業を実施する等、登録と狂犬病予防注射済票交付率の向上に努めます。また、県は狂犬病予防注射の必要性について、県民へ広報を行うことにより市町村の事業を支援します。

##### **① 関係団体等への協力依頼**

犬の飼い主に接する機会が多い（公社）岡山県獣医師会、（公財）岡山県動物愛護財団等の関係団体や動物取扱業者に対し、狂犬病予防に関する県民への周知について、協力を依頼します。

## ② ドッグラン施設等への協力依頼

ドッグラン施設等の設置者に対し、犬の登録や狂犬病予防注射の必要性の啓発及び周知について、協力を依頼します。

## (3) 狂犬病発生時に備えた対応

県は、岡山県狂犬病対策要領に基づき、狂犬病発生時に迅速かつ適切に対応できるよう体制の整備に努め、国内発生時を想定した、狂犬病予防員を対象とした狂犬病発生時対応研修を定期的に開催します。

また、適切に対応するためには、正確な飼い犬の数と狂犬病予防注射実施率の把握が重要となるので、飼い犬の登録、狂犬病予防注射の実施及び鑑札と注射済票の装着について啓発に努めます。

## 2 災害時の対応

東日本大震災や熊本地震を契機に、避難所における被災ペットの受入れに係る問題が注目されるようになりましたが、本県でも、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受け、被災動物の救護や動物による人への危害防止等の被災ペットに係る様々な課題が浮き彫りになりました。こうした課題に対応するため、県では市町村に対して、避難所におけるペット同行避難者の受入れに係る体制の整備に努めるよう周知します。また、災害発生時における被災地に残された動物の収容や餌の確保等について、日頃から災害発生時の準備等に努めます。

### (1) 平常時の対応

動物の飼い主に対し、飼養動物の逸走防止対策や所有明示措置の徹底、同行避難を想定したケージ飼いの訓練等の準備に努めるよう周知します。また、特定動物飼養者や動物取扱業者に対し、災害時を想定した準備に努めるよう指導します。

県では、被災動物の救護、動物による人への危害防止等のために、避難所におけるペット同行避難者の受入れに関する体制整備を図ります。

市町村等に対しては、過去の事例等を踏まえた災害対応についての研修を実施した上で、災害時を想定した図上訓練の開催や、避難所等での動物の受入体制に係るマニュアル等の作成及び地域防災計画等における被災ペットの位置づけの明確化について助言を行います。また、自治体における災害時の被災ペット受入れに係る資材の備蓄について周知します。

### (2) 動物救護活動に関する連携体制の整備

岡山県災害時動物対応要綱や災害時の動物救護に関する協定書の規定について、平成

30年7月豪雨の経験から、実態に沿ったきめ細かい運用ができるよう、必要な整備に努めます。

### 3 負傷動物対応

#### (1) 負傷動物の保護収容

負傷した動物を迅速に保護収容することで、その動物の生命を尊重するとともに、その状況の放置による周辺住民の心的影響を最小限に留めるよう、適切な対応に努めます。

#### (2) 負傷動物に対する措置

県等に保護された負傷動物に対して、応急措置を実施します。

また、県及び岡山市が実施する負傷動物措置事業について、(公社)岡山県獣医師会の協力を得て広く県民に対して周知するとともに、さらに多くの獣医師の協力が得られるよう努めます。

## **基本方針IV 連携と協働による推進体制の整備**

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に進めるためには、行政やボランティア、飼い主等の動物の関係者だけでなく県民全体の積極的な協力を得ながら、展開を図っていくことが重要です。

人と動物の共生できる豊かな地域社会の実現のためには、関係機関や動物愛護推進員との連携及び民間団体等の自主的な活動が重要であり、次のような施策の方向を定め、推進体制を整備します。

### **1 関係機関との連携**

動物の愛護及び管理に關係する業務は多岐にわたり、多くの機関が關係しているため、担当部局、教育機関、国等と連携することにより、施策をより円滑かつ効率的に展開します。

#### **(1) 感染症担当部局との連携**

人と動物の共通感染症については、人の感染症対策としても重要であるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を担当する部局と連携して対応します。

#### **(2) 野生動物関係部局との連携**

野生動物の関係法律としては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等があり、これら法律を担当する部局と連携して対応します。

#### **(3) 福祉事務所等との連携**

犬猫の多頭飼育者の中には、高齢、独居、身体・精神疾患、生活困窮等の理由による福祉事業受援者が見受けられることから、対応には動物愛護担当部局と福祉事務所等の連携が不可欠です。そのため、県や市町村の福祉事務所等の職員を対象に研修会等を開催して課題を共有し、双方が問題発生の早期から相談できる体制の構築を図ります。

#### **(4) 畜産部局等との連携**

産業動物の適正な取扱いの推進において、畜産部局等との連携を強化し、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着を図ります。

## (5) 教育機関等との連携

幼児や少年期の子供を対象にした動物愛護思想の普及啓発活動を効果的に進めるためには、学校を所管する教育機関等の協力が不可欠であるため、各種愛護事業の実施や、飼養動物の適切な取扱いの推進等について、連携して対応します。

## (6) 警察との連携

動物の適正な飼養方法や虐待の具体的な事例が法に明記されたこと及び動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを県民へ周知徹底するとともに、警察との連携を強化し、遺棄及び虐待の防止を図ります。

また、遺失物法による動物の保護等についても、警察と協力し、一刻も早く飼い主に返すよう連携します。

## (7) 市町村との連携

令和元年度の法改正により、指定都市及び中核市以外の市町村も動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされたため、県、指定都市及び中核市の連携はもちろん、県内自治体間の協力が、これまで以上に重要になっています。

地域の実情に応じた効果的な動物愛護思想の普及や適切な動物管理の推進には、各市町村の役割も重要です。狂犬病予防注射業務、災害時における避難所等での動物の受入体制の確保など、市町村が主体となる事業についても、県と市町村が連携して取り組みます。また、災害等で死亡した犬・猫等のマイクロチップを読み取り、判明した情報の活用を市町村と検討します。

## (8) 国等との連携

法を所管する環境省や、狂犬病予防法等を所管する厚生労働省等と連携を図りながら、法に基づく各種施策を適正に推進します。

また、近隣自治体との協力が必要な事態に対しては、情報交換に努める等連携を図りながら対処します。

## (9) 大学・研究機関との連携

動物愛護管理行政における新たな課題として、動物虐待等への対応の妥当性に関する問題があります。令和元年度の法改正により、虐待が疑われる動物を発見した獣医師は遅滞なく行政機関に通報しなければならなくなりました。通報を受け、当該動物における客観的な虐待の判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うため、十分な知見のある大学や研究機関等と連携し、科学的知見を集積するとともに、分析・評価を進めます。

その他の最新の動物愛護管理に関する科学的知見についても、大学・研究機関と協力し、必要に応じて研修等に動物愛護管理担当職員を派遣し、習得に努めます。

## 2 関係団体等との協働

動物の愛護及び管理に関する施策は、（公社）岡山県獣医師会、（公財）岡山県動物愛護財団等の関係団体等と協働して実施しています。

今後も、譲渡事業や災害時における動物救護活動など、社会情勢の変化に伴う課題に協力していただくため、動物愛護推進員等を支援するとともに、（公社）岡山県獣医師会、民間の動物愛護団体、ボランティア、地域の事業所、各種学校等との協働にも重点を置き、計画に沿った各種施策の推進に努めます。

### (1) （公社）岡山県獣医師会との協働

動物愛護週間事業等、動物愛護思想の啓発事業に協働して取り組みます。

また、負傷動物の救護や災害時動物救護活動といった獣医療を伴う動物愛護管理活動については、県と協定を締結することで連携を強化するとともに、効果的な活動を支援します。

### (2) （公財）岡山県動物愛護財団及び民間動物愛護団体との協働

動物愛護週間事業や動物ふれあい教室等、動物愛護思想の啓発活動に協働して取り組みます。

また、地域における動物愛護団体の独自活動を支援するとともに、効率的な活動が行えるよう連携を強化します。

### (3) ボランティアとの協働

動物愛護活動に協力いただけるボランティアや、活動に参加可能なボランティア動物の登録数を増やし、様々な事業が協働により展開できる体制づくりに努めます。

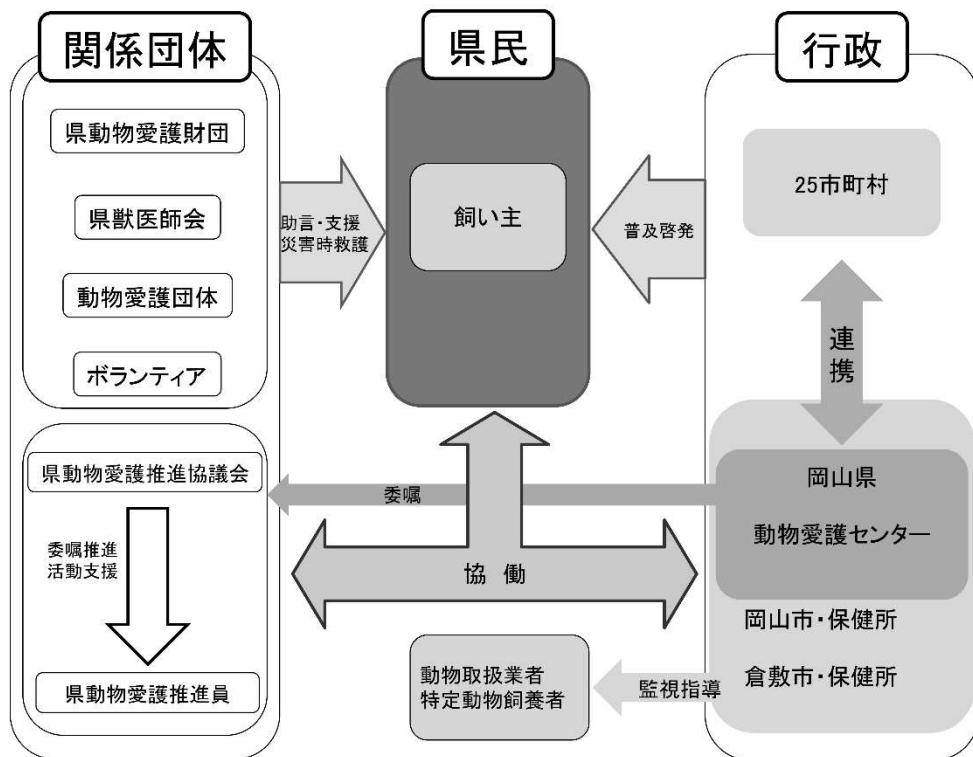
また、今後は譲渡事業や災害時における被災動物の飼養管理活動等に協働して取り組んでいただけるボランティアの確保や育成に努めます。

### (4) 県民や企業との協働

多くの県民や企業に、推進計画やその目的に興味と関心を深めていただき、動物愛護等に関する意識の向上と各種施策への参加や協力が得られるよう、積極的な広報に努めます。

### 3 推進体制

推進計画に示す動物の愛護管理について、次のような体制で関係団体等と協働して推進します。



## 岡山県動物愛護管理推進計画

発行年月 令和3年3月

発 行 岡山県

編 集 岡山県保健福祉部生活衛生課

TEL:086-226-7338 FAX:086-231-1434

<https://www.pref.okayama.lg.jp/soshiki/37/>

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6